

荒川区コミュニティバスの運行路線上で 交通規制を伴う工事をする際の注意点

1. 事前協議の手順

- ① コミュニティバスの運行路線上で交通規制を伴う工事を行う場合は、**概ね10日前までに**都市計画課交通計画担当と協議して下さい。
- ② 協議の際は、工事概要の分かる資料(チラシ等)、作業帯図(工事箇所、バス停、歩行者通路、誘導員配置箇所、周辺建物・道路等の詳細を記入)、工程表等を持参して下さい。
- ③ 工事が長期間に渡る場合は、週間工程表を毎週提出して下さい。
- ④ 都市計画課交通計画担当との協議が調った後、運行事業者である京成バス東京(株)金町営業所へ連絡して下さい。

2. バス停留所の移設を伴う場合

- ① 工事に伴いバス停留所の移設が必要な場合は、**概ね2週間前までに**協議して下さい。
- ② 仮バス停留所の設置位置は、バス利用者の安全、当初のバス停留所との距離、一般車の通行等に配慮して下さい。
- ③ 仮バス停留所設置の際は、事前に地先住民の了解を得て下さい。
- ④ バス停留所の移設期間は、最小限にして下さい。
- ⑤ 工事内容や仮バス停留所の位置についての協議が調った後、京成バス東京(株)金町営業所と仮バス停標識借用等について協議して下さい。
- ⑥ バス停留所移設予定日の**7日前**には、バス停留所移設の告知を停留所に掲示して下さい。
※裏面告知例参照

3. その他

- ① 交通規制を伴う工事を行う場合は、別途、道路管理者及び交通管理者との協議が必要です。
- ② 作業時間を厳守し、工事作業時間以外は車両を配置しないで下さい。
- ③ その他、バスの安全運行、定時運行の支障となり得る事項があれば報告して下さい。

問い合わせ先

荒川区防災都市づくり部都市計画課交通計画担当

住所：荒川区荒川 2-11-1(荒川区役所北庁舎 3階)

TEL：03-3802-3111(内 2814)

FAX：03-3802-0046

京成バス東京株式会社 金町営業所

住所：葛飾区金町 1-12-18

TEL：03-3607-5138

[**工事内容**] 工事に伴う
[**バス停名**] 停留所移設のお知らせ

令和	年	月	～	令和	年	月	日
	午前		時から	午後		時	

[工事内容] の為 [バス停名] 停留所を 後方(前方) [移設距離] m 先に移設します。
--

※ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力のほどお願いいたします。

ご不明な点やお気付きの点などがありましたら、下記の
連絡先までご一報くださいますよう重ねてお願いいたします。

連絡先 [担当業者名] [責任者 ・ 電話番号]
--

～仮バス停留所案内図～

<p>こちらに図面を貼る</p> <ul style="list-style-type: none">・ 移設前と移設後をマーク・ 周辺環境が分かるよう図示・ 工事場所の記載
--